那覇家庭裁判所委員会議事概要

第１　開催日時

令和７年２月２０日（木）午後２時００分～午後４時００分

第２　開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

第３　出席者（委員は五十音順、敬称略）

（委員）赤嶺由紀子、井上直樹、神谷早百合、喜納育江、柴田寿宏、島洋子、久岡修平、村上尚子

（説明者）宮城総務課人事第一係長、岡本家裁調査官

（事務担当者）事務局長、首席家裁調査官、首席書記官、次席家裁調査官、事務局次長、総務課長、会計課長、総務課課長補佐

第４　議事

１　開会宣言

２　委員長の選出

３　柴田委員長挨拶

４　委員長代理の選出

５　委員自己紹介

６　前回の那覇家庭裁判所委員会の振り返り

総務課長から、前回の那覇家庭裁判所委員会の（テーマ：裁判所のデジタル化）での意見交換を踏まえた那覇家庭裁判所における取組状況について説明した。

７　意見交換

⑴　意見交換テーマについての説明

委員長は、「裁判所における採用広報について」をテーマとして意見交換を行うことを説明した。

⑵　裁判所からの説明

宮城総務課人事第一係長が裁判所職員の採用試験制度及び那覇家裁における採用広報について、岡本家裁調査官が家庭裁判所調査官の職務内容等につ

いてそれぞれ説明を行った。

⑶　意見交換

主に家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）の採用等について、委員から次のとおり質問・意見等があった。

（発言者の略記＝◎：委員長、○：委員、●：事務担当者）

○　以前大学の学生向けに、家裁調査官のワークショップの案内をいただいた際、対象とする学部の指定等がなかったことに疑問を抱いていたが、採用試験で任意の科目を選択できることや、採用された後の研修制度が充実しているという本日の説明を聞いて納得した。

学生向けの採用広報企画の実施時期につき、期末試験等大学のスケジュールを考慮して企画すると、より参加希望者が増えるのではないか。具体的には、大学の講義が休みになる８、９月、又は、２月半ばから４月上旬くらいまでであれば、より学生も参加しやすいのではないか。

○　限界はあると思うが、ワークショップでは可能な限り、ケースを具体化して説明してはどうか。家裁調査官の仕事は綺麗事では済まされない、言わば人間くさいところもあると思う。より具体的で実践的なところを学生は知りたいのではないか。

民間企業では、インターンシップ制度を取り入れ、学生に一定期間実際の業務を体験してもらうことで、やりがいを見つけてもらえるような工夫を行っているところも多いため、そのような取組も参考になると思う。

○　家庭裁判所でどのような職種の人が働いているのかということは、あまり世間に知られていないと思う。裁判所なので裁判官がいることや、事務系の仕事をしている職員がいるということについては想像できるが、家裁調査官のような心理学や教育学の専門家がいることは知らない、という人が多いのではないか。大学１年次等の早い段階から、家裁調査官を知ってもらう活動を行うとよいと思う。

○　会社説明会では、よく学生から、休暇の制度や給与金額等について質問を

されることがあるが、裁判所ではどのように回答しているのか。また、家裁調査官には中途採用の制度はないのか。

● 休暇及び給与等については、受験者向けのパンフレットにも記載されており、質問があればそれらを用いて回答している。

また、家裁調査官に関して中途採用は行っていないものの、裁判所事務官及び家庭裁判所調査官補の受験資格は３０歳未満となっており、新卒でなければならないといった要件もないため、３０歳までであれば社会人経験のある方にも受験していただける。

○ 今は転職が当たり前の時代であるため、公務員においても様々な経験のある方を採用し、足りない点は採用後の研修等で補うというようなことも必要になってくるのではないか。

○ 県内企業では、２９歳までを第二新卒として採用しており、社会人採用枠もある。これからは採用の門戸を広げておかないと、時代に追いつけないと思う。

○ 試験申込者数が減少しているとの説明があったが、全体では減少していても、県単位で見たときに増加しているところがあれば、その理由を検証してみればよいと思う。

ワークショップもよい企画だと思うが、まずは家裁調査官という職種のことを知っておいてもらわないと、申込みしようとも思わないのではないか。ＣＭやドラマ、映画等を利用した広報ができれば、そこから家裁調査官を知ってもらい、その上でより職務内容等を知ってもらい、最終的には目指してもらう、という流れを作るのもひとつの方法ではないか。ＳＮＳ等についても、家裁調査官を知っている人しかアクセスしようとは思わないのではないか。

家裁調査官に関する試験制度についても、あまり知られておらず、国家公務員試験に合格した後に、家裁調査官を選択して進むと思っている人もいるのではないか。一般企業の合同説明会やハローワーク等も活用してみてはど

うか。

○　「調査官」という名前を変えてみてはどうか。調査と聞くと、怖い人が調査に来る、又は堅いイメージを持つ人もいる。例えば「○○コーディネーター」など、横文字を使うとイメージが変わるように思う。若手の家裁調査官にアイデアを募集してみるのもよいのではないか。

○　各大学の就職センターを介して採用広報の取組を行ってはどうか。また、職員の母校で講演会等の広報活動を行うといった取組も有効ではないか。

○　高校でも卒業生による講演会や職業説明を授業のカリキュラムとして行っているところがあるため、そのような機会を利用するなどして、早い段階から家裁調査官という職業を認知してもらえるような取組を行ってはどうか。

○　大学で広報活動を行う際にも、ターゲットを絞った上で行う等の工夫が必要ではないか。例えば、現職の家裁調査官からヒアリングを行い、就職するに当たって、他にどのような選択肢があったか、どの時点で家裁調査官になろうと考え始めたのか等の事情を確認、分析できればよいと思う。

今の学生は、関心のある情報には自らアクセスする能力に長けているため、まずはどうやって家裁調査官という職種に関心を持ってもらうか、ということが重要と考える。

試験申込者数が伸びない原因の１つとして、採用試験が難しいと思われていることはないか。家裁調査官のことを知ってもらっても、試験が難しいと思われて受験をあきらめるといったことがないような工夫も必要と思われる。

●　試験申込者数については、毎年若干の浮き沈みはあるものの、コンスタントに増加しているような地域はない。また、採用広報の対象としては、心理学、社会学、教育学、法学部のある大学が主なターゲットになると考えている。

高校での採用広報についても、それにより大学に進学する際、心理学等を専攻してもらうきっかけになればと考えている。また、小中学生向けの広報活動の中でも、家裁調査官の仕事についての説明を行っている。

全国規模の番組で家裁調査官を取り上げていただけるとありがたい。

○　全国異動という点が、家裁調査官が職業選択の対象から外される要因となっていることはないか。転勤が避けられないとしても、全国である必要があるのか。最近は、民間でも全国転勤について見直しを行っている企業もでてきている。

○　地域を限定した採用ということができればよいのではないか。

◎　那覇家裁限りでは見直せない制度もあるが、いただいたご意見を参考に、よい人材を確保するために取り組んでいきたいと考えている。

８　次回テーマ

「地域において家庭裁判所の果たすべき役割について」をテーマとして意見交換を行うこととなった。

９　次回開催期日

令和７年１１月頃を予定（※後日調整）

10　閉会宣言